

地域医療連携体制の構築 に関する取組について

平成22年8月31日

山口県健康福祉部健康増進課

課長 岡 紳爾

1

改正医療法における医療連携体制の考え方

医療法

- 医療提供体制の確保
- 都道府県による「医療提供体制確保のための計画(医療計画)」の策定
⇒ 医療提供施設間の機能の分担及び業務の連携を図るための体制(医療連携体制)の構築
 - ・4疾病 ①がん ②脳卒中 ③急性心筋梗塞 ④糖尿病
 - ・5事業 ①救急医療 ②災害医療 ③へき地医療 ④周産期医療 ⑤小児医療(小児救急)
- 国による基本方針の策定 ⇒ 基本方針

基本方針【大臣告示】

- 医療提供体制の確保に関する基本的な考え方
⇒ 4疾病・5事業に関する医療連携体制の考え方

医療計画作成指針【局長通知】

- 医療計画作成に係る留意事項、内容、手順等
⇒ 保健所の役割について記載

4疾病・5事業の指針【課長通知】

- 求められる医療機能、連携体制構築の手順 等
⇒ 保健所の役割について記載

主な通知における保健所の位置づけ

- ◆ 医療計画作成指針：医療計画について(19年7月20日 医政局長通知)
 - ・ 第4 医療計画作成の手順等
 - 2 疾病又は事業ごとの医療連携体制構築の手順

圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。その際保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど積極的な役割を果たすものとする。

- ◆ 4 疾病・5 事業の指針：疾病又は事業ごとの医療体制について(19年7月20日同指導課長通知)
 - ・ 医療計画作成指針(上記と同じ内容)
 - ・ 第3 連携の検討及び計画への記載

(2)保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の規定に基づき、また、……「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、……(中略)…積極的な役割を果たすこと。

- ◆ 医療計画の作成及び推進における保健所の役割について(19年7月20日健康局総務課長通知)
 - 1 一般的事項

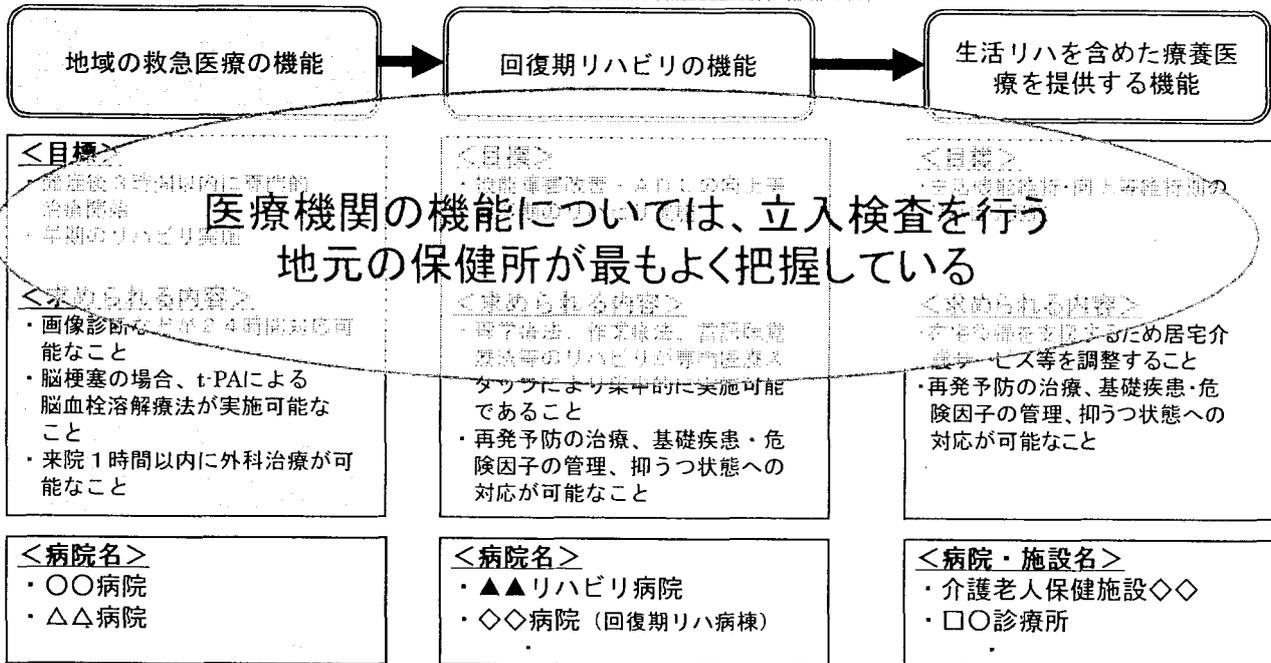
「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」……(中略)……では、保健所の業務として、……医療機関との連携を図ること、医療計画策定に関与すること等が記載されている。
保健所は医療計画の作成及び推進において、……引き続き積極的に関与されたい。

1 医療計画策定と医療連携体制構築 について —いずれも保健所の本質的な業務—

医療計画に医療連携体制を明示

医療計画に、4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)及び5事業(救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)の医療体制それぞれについて、必要な医療機能、具体的な内容、該当する医療機関・施設の具体的な名称を記載し公表する。

医療計画(脳卒中)



医療計画に記載された例(脳卒中 一部抜粋)

機能	【初期診療(予防)】	【救護】	【急性期】	【回復期】	【維持期】	
機能	●初期診療・発症予防の機能	●病院前救護の機能	●救急医療の機能(重症度に応じた救急医療を行う機能)	●身体機能を回復させるためのリハビリテーションを実施する機能	●日常生活への復帰及び維持のためのリハビリテーションを実施する機能	
目標	●基礎疾患・危険因子の管理等初期診療を実施 ●脳卒中の発症を予防	●脳卒中の疑われる患者が、発症後2時間以内に専門的な診療が可能な医療機関に到着できること	●患者の来院後(発症後24時間以内)に専門的な治療を開始 ●脳卒中が疑われる患者に対して専門的診療が24時間実施可能(画像伝送等の遠隔診断に基づく治療を含む) ●手術適応のない脳出血、t-PAの静脈内投与による血栓溶解療法が実施可能	●患者の来院後(発症後24時間以内)に専門的な治療を開始 ●脳卒中が疑われる患者に対して専門的診療が実施可能(画像伝送等の遠隔診断に基づく治療を含む) ●手術適応のない脳出血、t-PAの静脈内投与による血栓溶解療法が実施可能	●日常生活への復帰及び維持のためのリハビリテーションを実施する機能 ●生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを実施する機能	
求められる事項	次の事項を含め、関係する診療ガイドラインに則した診療を実施 ●高血圧症、糖尿病、脂質異常症、心房細動等の基礎疾患及び危険因子の管理が可能 ●予兆・警告症状出現時における対応について、本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育・啓発を実施 ●予兆・警告症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診について指示	【本人及び家族等周囲にいる者】 ●発症後、速やかに救急搬送の要請を実施 【救急救命士を含む救急隊員】 ●地域メディカルコントロール(活動基準)に沿って、脳卒中患者に対する適切な観察・判断・処置を実施 ●急性期医療を担う医療機関へ発症後2時間以内に搬送	次の事項を含め、関係する診療ガイドラインに則した診療を実施 ●血液検査や画像検査(X線検査、CT検査、MRI検査)等の必要な検査が実施可能 ●脳卒中が疑われる患者に対して専門的診療が実施可能(画像伝送等の遠隔診断に基づく治療を含む) ●手術適応のない脳出血、t-PAの静脈内投与による血栓溶解療法が実施可能 ●外科的治療が必要と判断した場合は来院後2時間以内の治療開始が可能 ●呼吸管理、循環管理、栄養管理等の全身管理及び合併症に対する診療が可能 ●リスク管理のもとに早期座位・立位、関節可動域訓練、摂食・嚥下訓練、器具を用いた早期歩行訓練、セルフケア訓練等のリハビリテーションが実施可能 ●回復期(あるいは維持期、在宅医療)の医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携	次の事項を含め、関係する診療ガイドラインに則した診療を実施 ●再発予防の治療、基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応が可能 ●生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション(訪問及び通所)を実施可能 ●介護支援専門員が自立生活又は在宅療養を支援するための居宅介護サービスを提供する ●回復期(あるいは急性期)の医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携	次の事項を含め、関係する診療ガイドラインに則した診療を実施 ●再発予防の治療、基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応が可能 ●生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション(訪問及び通所)を実施可能 ●通院困難な患者の場合、訪問看護ステーション、薬局等と連携して在宅医療を実施 ●回復期(あるいは急性期)の医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携 ●特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、ケアハウス等自宅以外の居宅においても在宅医療を実施し、希望する患者にはこれらの居宅で看取りまで実施 ●介護支援専門員と連携して居宅介護サービスを調整	
医療機関名	〔周南市〕 瀬海医院 いとう内科呼吸器科 宇都宮医院	〔周南市〕 先地区消防本部(先市、田代毛町) 下松市消防本部 周南市消防本部	〔周南市〕 総合病院社会保険岡山中央病院 〔下松市〕 〔周]社団法人 周南記念病院	〔周南市〕 周南市立新南市場民病院 黒川病院	〔周南市〕 〔周]山金 周南徳業病院 こうち医院 地域医療支援病院 徳山医療総合病院	〔周南市〕 〔周]神田医院 〔周]こうち医院 周南整形外科病院 〔周]徳山金 周南徳業病院 宇都宮医院

地域における医療連携推進体制

医療計画に記載されている内容: 基礎資料として活用

- 各疾病診療に必要な医療機能 + 該当する医療機関リスト
- 地域連携のイメージ図
- 地域で取り組まれている事例の紹介

医療連携体制推進事業

圏域連携会議(保健所ごとに設置)

- 地域の医療資源に基づく連携体制構築に向けた検討
- 既存の連携体制の地域への波及
- 医療提供体制の見直し・再編等について検討

※保健所は公的立場から支援

- ・ 複数の医療機関の調整
- ・ 予防、介護領域への働きかけ
- ・ 普及啓発など

支援

地域の実情に応じた医療連携体制の構築

7

医療の今日的課題と医療連携体制の構築

安心と希望の医療確保ビジョン

○医療制度改革以後の医療に関する様々な問題に対応するため「あるべき医療の姿」を示したもの

平成20年6月
厚生労働省

安心と希望の医療確保ビジョン

- 平成18年度の医療制度改革以後、医療に関する様々な問題が指摘
 - ・ 医師不足
 - ・ 医療機関における産科・小児科の閉鎖
 - ・ 医療従事者の過度の負担による疲弊
 - ・ 救急医療に対する不安 (軽症患者の受療行動の問題) など
- 取り組む視点
 - ・ 地域のニーズに応じた適切な医療を提供
 - ・ 地域の限られた医療資源を有効に活用
- 取り組むべき方策の一つ
 - ・ 地域完結型医療の推進
⇒ 医療連携体制の構築、推進

「安心と希望の医療確保」のための3本柱

1. 医療従事者等の数と役割
2. 地域で支える医療の推進
3. 医療従事者と患者・家族の協働の推進

「医療連携体制の推進」が医療に関する様々な問題の解決にも貢献

2 医療連携体制の構築への取り組み —4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）—

＜出典＞

平成21年度地域保健総合推進事業
「地域医療連携体制の構築と評価に関する研究班」
分担事業者：恵上博文（山口県宇部環境保健所長）

- ◇ 4疾病地域医療連携体制構築アンケート調査より
全国保健所の取組状況を把握するため、平成21年8月に全国510保健所（県型380、市型107及び区型23）にアンケート調査を実施（回答率99.6%）。

9

保健所の取り組み状況

- 取り組んでいる保健所は約5割で、昨年度より2割増加
- 県型57%であるが、市型が18%と低い

	県型 保健所	市型保健所		区型 保健所	計
		指定都市	中核市 政令市		
保健所	380	59	48	21	508
取り組んでいる と回答	216	3	16	11	246
割合	56.8%	5.1%	33.3%	52.4%	48.4%
		17.8%			

保健所の果たしている役割

- 過去の事例分析から事前に保健所の役割を抽出し、その項目について調査実施
- 圏域連携会議の開催が約7割、約半数が情報収集と調整機能を発揮している。

(取組事例=336 複数回答可)

	圏域連携 会議開催	医療資源 情報収集	関係施設 の調整	研修会 の開催	住民への 普及啓発	評価指標 収集分析
役割	235	189	159	149	122	37
割合	69.9%	56.3%	47.3%	44.3%	36.3%	11.0%

平成21年度地域保健総合推進事業「地域医療連携体制の構築と評価に関する研究班」分担事業者：恵上博文(山口県宇部環境保健所長)より

取り組まれている疾病及び地域連携パスの導入状況

- 優先的取組が必要とされた脳卒中は7割強、通知で例示された地域連携パスの導入は5割強と厚労省の通知を尊重

(取組保健所=246 複数回答可)

	が ん	脳 卒 中	急 性 心 筋 梗 塞	糖 尿 病	計
対象疾病	82	179	57	93	411
パス導入	30	117	30	42	219
導入割合	36.6%	65.4%	52.6%	45.2%	53.3%
割合	33.3%	72.8%	23.2%	37.8%	167.1%

平成21年度地域保健総合推進事業「地域医療連携体制の構築と評価に関する研究班」分担事業者：恵上博文(山口県宇部環境保健所長)より

主な担当職種

○ 保健師が約5割と行政職と並び、連携の主力職種

(取組事例=336 複数回答可)

	が ん	脳 卒 中	急 性 心筋梗塞	糖 尿 病	計 (割合)
保 健 師	36	80	16	47	179(53.3%)
行 政 職	43	72	33	29	177(52.7%)
栄 養 士	4	2	0	10	16(4.8%)
歯 科 医 師	1	7	0	3	11(3.3%)
理学作業療法士	1	9	1	0	10(3.0%)
社 会 福 祉 士	5	2	2	0	9(2.7%)

注1： 医師の大半を占める保健所長は、医療連携に係る総括業務に従事。

注2： 社会福祉士は、大阪府の取組のみ。

平成21年度地域保健総合推進事業「地域医療連携体制の構築と評価に関する研究班」分担事業者：恵上博文(山口県宇部環境保健所長)より

事例1 脳卒中地域リハビリテーション体制構築事業

1 取組保健所

兵庫県姫路市保健所(中核市)

2 事例の概要

- ◇ 平成18年度から急性期、回復期などの病院間のネットワーク構築に向けて研究会を設置され検討開始
- ◇ 平成20年度から市保健所も参画し、**研究会の事務局を引き受ける**とともに、ネットワークづくりを支援。また、地域連携パスの運用に係る調整を図りつつ医療・介護連携体制構築を目指している事例。

3 連携のポイント

- ① 平成20年度に地域連携パス運用を目指す研究会(県保健所も参画)の事務局を保健所に移設し、各病期間相互の連携を強化・拡充している。
- ② 圏域におけるリハビリテーション支援センターの業務を(県保健所から)受託して、地域の調整の中核機関としての機能を果たしている。
- ③ 在宅ケアに関する課題検討のため、在宅や介護を含むネットワーク連絡会を保健所が設置して運営を支援している。